

○農林水産委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名				
65	58	57	42	27	
森林の保健機能の増進に関する特別措置法案	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案	農用地利用増進法の一部を改正する法律案	肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案	特定農産加工業経営改善臨時措置法案	
"	"	衆	参	衆	院議先
三、元	三、四	三、四	三、〇	元、三、三	月提出
(予)三、九	(予)三、四	(予)六、五	三、〇	元、(予)六	付委員会
	可 決六、三	可 決六、三	可 決六、六	可元、 決六、〇	議委員決議会
	可 決六、三	可 決六、三	可 決六、九	可元、 決六、三	議本会決議
三、元	三、四	五、三	(予)三、〇	元、三、六	付委員会
継 統 審 查	可 決六、五	可 決六、五	可 決六、〇	可元、 決五、四	議委員決議会
	可 決六、六	可 決六、六	可 決六、三	可元、 決六、八	議本会決議
					備考

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送	本院へ提	参議院	衆議院	備考
2	農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案	(月 日)	付月日	出月日	付委員会	議委員決会	議本決議
	農林水産委員長(元、三三)	元、三三	元、三三	元、三三	元、三三	元、三三	元、三三
	可決(予)	可決	可決	可決	可決	可決	

特定農産加工業經營改善臨時措置法案（閣法第二七号）

に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることとができることとする。

要旨

本法律案は、最近における農産加工品等の輸入に係る事
情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営の改
善を促進するための措置を講ずることにより、その新たな
経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産
加工業の健全な発展に資することを目的とするものであつ

一、輸入に係る事情の著しい変化により影響を受ける業種を、特定農産加工業として指定することとする。

二、特定農産加工業者またはこれを構成員とする事業協同組合等は、経営の改善を図るための措置または事業提携

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会

三、特定農産加工業者等が承認を受けた計画に従つて経営改善措置等を行う場合に、長期かつ低利の資金を農林漁業金融公庫が貸し付けることができることとするほか、設備廃棄に係る欠損金の繰り越しの特例、取得した機械等についての特別償却、その他税制上の特例措置を講ずることとする。

における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を図るために、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農産物輸入自由化等の国内農業

・農産加工業への影響、農産加工業の現状、農産加工業に対する支援措置の内容とその効果、農産加工業従業者の雇用問題等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して下田委員より、反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採択の結果、本法律案は、多数をもつて

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、七項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、最近における農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料価格安定臨時措置法を平成元年六月三十日をもつて廃止しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業及び化学肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料価格安定臨時措置法を本年六月三十日をもつて廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、本法が果たしてきた役割、本法廃止後の肥料価格の安定対策、国内肥料需要の優先確保策、化学肥料工業における構造調整の推進と従業員の雇用安定対策、肥料流通コストの節減対策等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によつて御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

農用地利用増進法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

要旨

本法律案は、最近の農業及びこれをめぐる諸情勢の推移に対処して、農業構造の改善を一層促進するため、地域農業のあり方についての合意形成を図りつつ、関係機関・団体による農用地の利用調整活動を活発化するとともに、遊休農地の利用を増進するための仕組みを整備することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、実施方針に定める事項の追加

市町村が農用地利用増進事業を行おうとするときに定める実施方針に、農用地利用増進事業の実施を通じて促進すべき農業構造の改善に関する目標等を追加することとする。

二、農用地の利用関係の調整の推進

農業委員会は、農業經營の規模の拡大を図るために計画について市町村の認定を受けた者からの申し出に基づき農用地の利用関係の調整に努め、利用権設定等促進事

業の実施を市町村に要請することとする。

また、農業協同組合は、組合員のために農用地の利用関係の調整を行い、農用地利用増進計画を定めるべきことを市町村へ申し出ることができる」とし、また、農作業の受委託のあっせん、受託農業者の組織化等に努めることとする。

三、遊休農地に関する措置

遊休農地について、その農業上の利用の増進を図るため、農業委員会による指導、市町村長による勧告、農地保有合理化法人による買い入れ等の協議ができる」ととする。

四、農業関係機関・団体の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人は、農用地利用増進事業の円滑な推進に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました兩法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農用地利用増進法改正案は、農用地利用増進事業の推進のための調整手続、遊休農地の利用増進のための措置等について定めようとするものであります。

次に、特定農地貸付け法案は、農地法等に關し所要の特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、両法律案の基本的な考え方、規模拡大の進め方と担い手の確保、遊休農地の有効利用、農協及び農業委員会による農用地利用調整、農作業受委託の促進、レクリエーション農園の振興策等でありますが、その詳細は、会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、農用地利用増進法改正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議を行いました。

次に、特定農地貸付け法案について討論に入りましたと

ころ、日本共産党を代表して下田委員より、反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案（閣法第五八号）

要旨

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化及び農業者以外の者の農作業に対する関心の高まり等に対応して、地方公共団体等が行う特定の農地貸し付けについて、農地法等に關し所要の特例措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、特定農地貸し付けの定義

特定農地貸し付けとは、地方公共団体または農業協同組合が行う農地の貸し付けで、小面積の農地につき相当

数の者を対象として定型的条件で行うものであること等の要件に該当するものをいうこととする。

二、特定農地貸し付けの承認

地方公共団体または農業協同組合は、特定農地貸し付けを行おうとするときは、申請書に貸付規程を添えて、農業委員会に提出して、その承認を求めることができる」ととする。

三、農地法等の特例

農業委員会の承認を受けた特定農地貸し付け及びそのための農地の権利の取得については、農地法の権利移動の許可を不要とともに、耕作権の保護等に関する規定を適用除外とすることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等の適用期間を平成四年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆第一号）
要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、合併しようとする農業協同組合は、この法律の施行の

日から平成四年三月三十一日までの間、合併経営計画をたて、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができるものとする。

二、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合について法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置を講ずるものとする。

代表して下田委員より本法律案に反対する旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。